

自己資本の構成に関する開示事項(平成28年3月末単体自己資本比率)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入額	前期末	経過措置に よる不算入額
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	332,104		325,045	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	118,975		111,905	
1c	うち、自己株式の額(△)	1,026		1,015	
26	うち、社外流出予定額(△)	4,497		4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	563,828	8,678	557,980	10,753
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	895,932		883,026	
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,141	3,427	3,668	5,503
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,141	3,427	3,668	5,503
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	-	-	-	-
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	8,723	5,815	5,048	7,572
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	13,865		8,716	
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	882,067		874,309	

その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	-		-	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	-		-	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	882,067		874,309	
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,199		31,900	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	65,637		56,747	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	65,637		56,747	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	5,618		7,131	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	5,618		7,131	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	98,454		95,778	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-		-	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	98,454		95,778	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	980,522		970,087	

リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	9,243		13,075	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	3,427		5,503	
	うち、前払年金費用の額	5,815		7,572	
60	リスク・アセットの額の合計額 (㉞)	7,307,481		7,135,721	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (㉞))	12.07%		12.25%	
62	Tier1比率 ((ト) / (㉞))	12.07%		12.25%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (㉞))	13.41%		13.59%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	5,187		5,886	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		-	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	54,974		63,985	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	65,637		56,747	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	87,902		85,660	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	27,480		32,060	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	18,000		13,500	

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成28年3月末単体自己資本比率)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末	経過措置に よる不算入額	前四半期末	経過措置に よる不算入額
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	332,104	/	343,890	/
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	/	218,653	/
2	うち、利益剰余金の額	118,975	/	126,261	/
1c	うち、自己株式の額(△)	1,026	/	1,024	/
26	うち、社外流出予定額(△)	4,497	/	-	/
	うち、上記以外に該当するものの額	-	/	-	/
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	/	-	/
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	563,828	8,678	558,620	11,714
	うち、危機対応準備金の額	150,000	/	150,000	/
	うち、特別準備金の額	400,811	/	400,811	/
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	/	-	/
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	895,932	/	902,511	/
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	5,141	3,427	3,550	5,326
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	5,141	3,427	3,550	5,326
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	-	-	-	-
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	8,723	5,815	5,523	8,285
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	13,865	/	9,074	/
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	882,067	/	893,436	/

その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	-		-		
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
42	Tier2資本不足額	-		-		
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-		
その他Tier1資本						
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1資本						
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	882,067		893,436		
Tier2資本に係る基礎項目						
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,199		31,749		
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	65,637		65,634		
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	65,637		65,634		
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-		
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	5,618		7,767		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	5,618		7,767		
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	98,454		105,151		
Tier2資本に係る調整項目						
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-		-		
Tier2資本						
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	98,454		105,151		
総自己資本						
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	980,522		998,588		

リスク・アセット				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	9,243		13,611
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	3,427		5,326
	うち、前払年金費用の額	5,815		8,285
60	リスク・アセットの額の合計額 (ア)	7,307,481		7,402,911
自己資本比率				
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ア))	12.07%		12.06%
62	Tier1比率 ((ト)/(ア))	12.07%		12.06%
63	総自己資本比率 ((ル)/(ア))	13.41%		13.48%
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	5,187		5,904
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		-
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	54,974		63,637
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	65,637		65,634
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	87,902		89,044
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	27,480		32,060
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	18,000		13,500